

情報通信審議会 情報通信技術分科会
I Pネットワーク設備委員会（第71回）
議事概要（案）

1 日時

令和4年7月1日（金）13時00分～14時10分

2 場所

Web開催

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、雨宮 明、石井 義則、岩田 秀行、内田 真人、江崎 浩、久保 真、
佐子山 浩二、田中 絵麻、森川 博之、矢入 郁子、山本 一晴、矢守 恭子

（2）オブザーバ

右田 聖秀（日本電信電話株式会社）、田中 晋也（株式会社NTTドコモ）、
黒澤 葉子（KDDI株式会社）、鈴木 和幸（ソフトバンク株式会社）、
山内 由紀夫（楽天モバイル株式会社）、武居 孝（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）

（3）総務省

木村 公彦（電気通信事業部長）、山口 真吾（電気通信技術システム課長）、
鈴木 厚志（番号企画室長）、吉田 努（電気通信技術システム課端末認証分析官）、
梶原 亮（電気通信技術システム課課長補佐）、藤原 史隆（番号企画室課長補佐）

4 議事

（1）技術検討作業班第一次報告について

- ・作業班主任（内田構成員）及び事務局（梶原課長補佐）より、資料71-1、資料72-2に基づき、技術検討作業班第一次報告について説明があった。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様等は以下のとおり。

【内田構成員】

技術検討作業班では、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNO等に係る技術的条件について、MVNO、BWA事業者等が携帯電話番号の指定を受ける場合には、携帯電話サービスの確実かつ安定的な提供を確保するために、原則として携帯電話用設備と同等の技術基準への適合維持義務を課すべきという考え方に基づいて検討を進めた。

主な内容としては、MNOとMVNO等の設備を組み合わせて音声伝送サービスが提供されるときに、誰が責任を持って通信品質を維持していくべきか、といった点について、関係事業者の意見を伺い、技術基準の適用項目等の整理、取りまとめを行った。

携帯電話番号の指定を受けるからには、同等の技術基準への適合維持義務を課すべきという点につい

ては、大きな問題なく意識を合わせることができ、関係事業者で同じ方向を向いて議論が行われたと考えている。また、品質に対する考え方については、単に技術基準を満足するだけでなく、ユーザ視点に立つことが重要であることを確認したということも、付け加えておきたい。

【相田主査】

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の改正については、今後どのような予定になっているか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

第一次報告（案）が答申としてまとまった後、省令及び告示の改正手続を行うため、その際に情報通信ネットワーク安全・信頼性基準も併せて改正を行うことを考えている。

【相田主査】

具体的に修正すると決まった時点で、再度 IP ネットワーク設備委員会で検討を行うのか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準を改正する際は意見募集（パブリックコメント）を実施するが、IP ネットワーク設備委員会における検討は、この第一次報告をもって終了する。

(2) IP ネットワーク設備委員会第一次報告（案）について

- ・事務局（梶原課長補佐）より、資料 71-3 に基づき、IP ネットワーク設備委員会第一次報告（案）について説明があった。
- ・近日中に IP ネットワーク設備委員会第一次報告（案）の意見募集を行うことが了承された。

(3) 新たな検討事項について

- ・事務局（梶原課長補佐）より、資料 71-4 に基づき、新たな検討事項について説明があった。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

【相田主査】

3点目の新しい検討課題について、「重大な事故」の報告制度は、7ページ目に挙げられている電気通信事業法施行規則や電気通信事業報告規則のような、省令レベルのものになるという認識で良いか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

ご認識のとおり。法律で「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」について規定されており、省令である電気通信事業法施行規則で具体的な内容を定めることになる。

【相田主査】

省令の場合、一度決めると容易に改正することはできないのか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

基本的な考え方や要求条件を省令として規定し、その具体的な事例は告示やガイドラインで規定する構造も考えられる。目的に応じて運用しやすい形を考えていきたい。

【相田主査】

セキュリティ関係は時々刻々と変わっていくため、完璧なものを一回でつくるのは大変だと思うが、告示であれば、後から比較的容易に変更できる可能性があると考えて良いか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

ご認識のとおり。告示の改正以外では、事故報告のガイドラインで具体的な事例を定めるなどの運用も考えられる。

【田中構成員】

今回の電気通信事業法の改正で、ブロードバンドもユニバーサルサービスに含むようになったという非常に大きな変化があったため、事故報告の意味合いも変わってくるのではないかと思う。

その意味では、今後の事例を集めるだけでなく、これまでのブロードバンドの事故に関する情報も集めるという理解で良いか。今後の作業班では多様なオブザーバや国内外の事業者から情報をインプットしてもらおうと思うが、過去にあった事案やその影響度の報告があると良いと感じた。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

ご指摘のとおり、現在の事故報告制度では報告の対象ではなかったが比較的重篤な事案と考えられるものはいくつかある。セキュリティインシデントの詳細な報告については制約があるが、モデル化した形で示すなど、実際に起こった事例も踏まえた上で、検討を進めていきたいと考えている。

また、非常に些末な事項まで報告を受けてもうまく活用できないと考えられるため、かなり重篤な事案のみ報告を受けられるよう、「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」の要求条件を的確に絞り込み、厳格化したいと考えている。

【田中構成員】

大学の授業でも、通信が1時間止まっただけでも何万人かに影響が出るという状況のため、示していただく基準を参照し、あまり些末ではなく影響の大きい事項を報告の対象とすることを検討すると理解した。

【相田主査】

様々な情報が総務省に集まっているようだが、現状では報告義務がないため、報告のタイミングが大分遅れる場合や、事業者から報告があり関連するベンダーに問合せても、応じる義務がないために真摯に対応していただくのが難しい場合が考えられる。報告義務のある範囲を明確化することで、迅速に、場合によっては関連する方々への追加の問合せを含めた対応が容易になるのではないかと考えている。

【雨宮構成員】

影響を受けた人数が1万人という表現があるが、例えば携帯電話で1端末1人だとすると、1人が複数台持っていたとしても影響は1人だが、3台持っていたら3人分という計算になるのか。逆にATMや信号機がつかない場合は、影響を受ける人数は増えると考えられる。現状の事故報告制度では、影響を受けた人数の推計方法はどのように定められているのか。また、今後、推計方法や基準の見直しは考えられるか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

現行の事故報告制度の考え方は、基本的には延べ人数であり、1端末で1人を想定している。人とひとづいていないサービスや、企業への回線の提供においては、回線を利用する人数の情報が分かる場合には詳細の人数を計上するが、分からない場合には、その先に多数の利用者がいる場合でも1としてカウントせざるを得ないという運用になっている。

【相田主査】

基本的には契約数で考えるが、卸契約については、B to Bでは1契約でも、その先に多くのエンドユーザーがいることが想定されるため、エンドユーザー数を推定することになっていると思う。通信事業者以外のビジネスユーザーとの契約については、実際のエンドユーザー数の推定が難しいため、その先に何百人いても1ユーザーとカウントすると認識しているが、この理解で良いか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

ご認識のとおり。

【雨宮構成員】

現状については理解したが、今後、見直しの必要性もあるのではないかと感じた。

【相田主査】

それでは、本件については、引き続き技術検討作業班において、内田構成員を中心に詳細な検討を進めていただきたいと思います。今回の意見等も踏まえて、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

(4) その他

- ・事務局（梶原課長補佐）より、今後の予定について説明があった。

以上